

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○有害図書類の指定	(共同参画社会推進課)	一
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	二
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	二
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	二
○宮城県農業高等学校の農産物等の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(高校教育課)	二
○宮城県農業高等学校の食肉の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(同)	二
○宮城県農業高等学校の家畜の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(同)	三
○宮城県柴田農林高等学校の農産物等の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(同)	三
○宮城県加美農業高等学校の農産物等の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)	(同)	三
○宮城県小牛田農林高等学校の農産物等の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(三件)	(同)	三
○宮城県南郷高等学校の農産物等の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(同)	四
○宮城県登米総合産業高等学校の家畜の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(同)	四
○宮城県登米総合産業高等学校の農産物等の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(同)	四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(北部地方振興事務所)	四

ページ

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 五
 ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(三件) (警察本部会計課) 七

選挙管理委員会

○政治団体の届出 八
 ○政治団体の届出事項の異動届 八
 ○政治団体の解散届 八
 ○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和二年分) 九
 ○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分) 九
 ○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分) 九
 ○資金管理団体の届出 九
 ○資金管理団体の届出事項の異動届 九
 ○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 一〇
 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 一〇

告 示

○宮城県告示第四百六十六号
 青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。
 令和四年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	恋愛宣言PINKY 6月号 2022	株式会社秋水社
二	雑 誌	恋愛白書バステル 2022 7月号	株式会社宙出版
三	雑 誌	臨時増刊ラヴァーズ VOL. 25	株式会社大洋図書

四	書	籍	特ダネTABOO!38GWスペシャル号 ISBN9781418921216641	株式会社インテルフイ ン
五	雑	誌	月刊ほんとうに怖い童話 2022年7月号 0810317	株式会社ぶんか社
六	雑	誌	実話ナックルズ 月刊6・7月合併号 0487717	株式会社大洋図書
七	雑	誌	裏モノJAPAN 2022 7 01805107	株式会社鉄人社
八	雑	誌	実話ナックルズGOLDDキュメント Vo. 1.5 68546115	株式会社大洋図書
九	雑	誌	実話BUNKAタブー 7月号 2022 05375107	株式会社コアマガジン
十	雑	誌	まんが悲惨な現実貧しい日本DX 53456122	株式会社コアマガジン

二 指定理由

図書類の内容が、一から四の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、五の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ甚だしく残忍性を有し、六から十の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第四百六十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和四年八月八日	丸森町 全 域	午前十時三十分から 午後二時まで	丸森まちづくりセンター
同 八月九日	丸森町 全 域	午前十時三十分から 午後二時まで	丸森まちづくりセンター
同 八月二十二日	山元町 全 域	午前十時三十分から 午後二時まで	山元町中央公民館前

○宮城県告示第四百六十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、

農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和四年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり

二 認可年月日

令和四年六月十七日

○宮城県告示第四百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和四年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 処分を行った地区の名称
気仙沼地区最知工区

二 処分の年月日

令和四年五月二十三日

○宮城県告示第四百七十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物等の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和四年三月二十八日次のとおり委託した。

令和四年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 委託の相手方
仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部
名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の食肉の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和四年三月二十八日次のとおり委託した。

令和四年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の家畜の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和四年三月二十八日次のとおり委託した。

令和四年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

亘理郡亘理町逢隈上郡字山入三十番地二 六戸畜産 代表 六戸 松雄

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県柴田農林高等学校の農産物等の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和四年三月三十一日次のとおり委託した。

令和四年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三 みやぎ仙南農業協同組合

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物等の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和四年三月三十一日次のとおり委託した。

令和四年六月十七日

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

加美郡色麻町四竈字柺木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物等の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和四年三月三十一日次のとおり委託した。

令和四年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

加美郡色麻町四竈字柺木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物等の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和四年三月三十日次のとおり委託した。

令和四年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

栗原市築館字照越大ヶ原四十三番地一 新みやぎ農業協同組合

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物等の株式会社Aコープ東日本における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令

和四年三月三十一日次のとおり委託した。

令和四年六月十七日

一 委託の相手方
宮城県知事 村 井 嘉 浩

神奈川県横浜市泉区中田南三丁目二番三十八 株式会社Aコープ東日本

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物等の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和四年三月十六日次のとおり委託した。

令和四年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

大崎市田尻小塩字八ツ沢一 安心市場さくらっこ運営協議会

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県南郷高等学校の農産物等の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和四年三月十四日次のとおり委託した。

令和四年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

遠田郡美里町練牛字六号十二番地 有限会社 花野果市場

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県登米総合産業高等学校の家畜のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和四年三月三十一日次のとおり委託した。

令和四年六月十七日

一 委託の相手方
宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部
登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百八十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県登米総合産業高等学校の農産物等の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和四年三月三十一日次のとおり委託した。

令和四年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

登米市中田町石森字本町九十五番地一 協同組合産直なかだ愛菜館

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、旧迫川右岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和四年六月十七日

宮城県北部地方振興事務所
所長 佐々木 均

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和四年五月二十八日	大友利明	遠田郡涌谷町小里字二十番地二	理事
令和四年五月二十八日	中川幸夫	大崎市田尻蕪栗字長沢浦三十三番地十四	理事
令和四年五月二十八日	伊藤徳雄	遠田郡涌谷町小里字五郎沢五十八番地三	理事
令和四年五月二十八日	鈴木勝也	大崎市田尻蕪栗字伸前中二十九番地	理事

令和四年五月二十七日	令和四年五月二十七日	令和四年五月二十七日	令和四年五月二十七日	令和四年五月二十七日	令和四年五月二十七日	令和四年五月二十七日	令和四年五月二十七日	令和四年五月二十七日	令和四年五月二十七日	令和四年五月二十七日	令和四年五月二十七日
中澤 一雄	伊藤 英雄	木村 良明	須藤 啓一	黒澤 長一	伊藤 徳雄	中川 幸夫	男澤 優	千葉 孝志	石澤 健一	大友 利明	大友 利明
遠田郡涌谷町太田字台百一番地三	大崎市田尻大貫字鹿飼道下四十番地	遠田郡涌谷町小里字道祖神二十七番地	大崎市田尻蕪栗字伸崩中四十八番地	二 遠田郡涌谷町吉住字裏越二十四番地	遠田郡涌谷町小里字五郎沢五十八番地三	大崎市田尻蕪栗字長沢浦三十三番地十四	遠田郡涌谷町太田字新地百八十七番地	大崎市田尻蕪栗字舞岳十八番地	一 大崎市田尻大貫字上長根三十四番地	遠田郡涌谷町小里字守二十番地二	遠田郡涌谷町小里字守二十番地二
監事	監事	監事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事

二 退任した者

令和四年五月二十八日	令和四年五月二十八日	令和四年五月二十八日	令和四年五月二十八日	令和四年五月二十八日	令和四年五月二十八日	令和四年五月二十八日	令和四年五月二十八日	令和四年五月二十八日	令和四年五月二十八日	令和四年五月二十八日
千葉 富男	佐藤 春美	菅原 昭夫	黒澤 長一	中澤 一雄	伊藤 英雄	瀬ヶ沼 徳男	千葉 富男	佐藤 春美	菅原 昭夫	黒澤 長一
大崎市田尻大貫字境十七番地	遠田郡涌谷町太田字堂ヶ崎四十番地	大崎市田尻蕪栗字峯越四十五番地	二 遠田郡涌谷町吉住字裏越二十四番地	遠田郡涌谷町太田字台百一番地三	大崎市田尻大貫字鹿飼道下四十番地	大崎市田尻蕪栗字上沢田五十四番地十六	大崎市田尻大貫字境十七番地	遠田郡涌谷町太田字堂ヶ崎四十番地	大崎市田尻蕪栗字峯越四十五番地	二 遠田郡涌谷町吉住字裏越二十四番地
理事	理事	理事	理事	監事	監事	監事	理事	理事	理事	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和四年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 ヘリコプターテレビシステム機上設備 一式
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 納入期限 令和五年三月十七日(金)

- 4 納入場所 発注者が別途した場所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格取得者であること。

- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず

れかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和四年六月二十三日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続

きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 内田 香穂 電話〇二二一二一一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年六月二十三日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年六月二十七日（月）午後五時までの間に必要書類を作成の上、審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年六月二十七日（月）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和四年六月二十九日（水）午前九時から令和四年六月三十日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和四年六月三十日（木）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和四年七月一日（金）午前十時 宮城県行政庁舎十八階一八〇三会議室
 四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : On-board helicopter television system equipment (1 set)

2 Deadline for Delivery : March 17, 2023 (Fri.)

3 Place of Delivery : A place to be designated by Miyagi Prefectural Government

4 Deadline for Bid Submission : June 30, 2022 (Thur.), 5 : 00 pm.

5 Contact Information : Kaho Uchida, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
 令和四年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察人事管理システム改修業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和四年五月二十日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 契約金額 八千二百三十九万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
 令和四年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 地図データライセンス使用許諾契約 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年五月二十六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社ゼンリン仙台営業所 仙台市青葉区本町一丁目十二番七号

五 落札金額 一億一千三百二十万六千五百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年四月十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
 令和四年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察プリンタ賃貸借（R4PR）一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年五月二十六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 二千二百五十五万八千八百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年四月十二日

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和四年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(一) 政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の種類（第一号） 以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 届出年月日

日本維新の会 平井 緑子 荻田 歌織 仙台市青葉区北根黒松 参議院議員 〇 令和四年五月二十日
参議院宮城県選挙区第1支部 一〇八

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の種類（第一号） 公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号） 届出年月日

ローレンス綾 綾子 千葉 和彦 仙台市泉区 参議院議員 〇 令和四年五月二十三日
子後援会 四一三

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

黒須とおる後援会 黒須 貫星 晋一 角田市島田字四拾刈一二 令和四年四月二十六日

高橋としのり後援会 高橋 利典 伊藤 祐一 宮城県郡松島町高城字三居山二五〇 令和四年四月二十二日

日本改帯の会 千葉 和良 千葉 和良 栗原市築館字下宮野八ツ又沢二八 一六 令和四年四月二十五日

○宮選管告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和四年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

佐藤雄一後援会 佐藤 雄一 会計責任者の氏名 佐藤 豊 鈴木 浩明 令和三年四月一日

参政党宮城支部 庄子 勝弘 代表者の氏名 庄子 勝弘 ローレンス綾子 令和四年五月七日

西村明宏後援会 西村 明宏 会計責任者の氏名 佐々木俊倫 伊藤安芸雄 令和三年十二月二十七日

日本第一党宮城県本部 阿部 晶護 主たる事務所の所在地 仙台市太白区東中田五〇七二 塩竈市千賀の台 三〇一五二 令和四年五月一日

代表者の氏名 阿部 晶護 佐藤 琢也

会計責任者の氏名 阿部 晶護 佐藤 琢也

平井みどりと歩む会 平井 緑子 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区北根黒松一〇八 分町三一五 令和四年五月十六日

緑の会 平井 緑子 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区北根黒松一〇八 分町三一五 令和四年五月十六日

○宮選管告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和四年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

黒須貫後援会 佐藤 勝征 令和四年四月二十一日

高橋としのり後援会 赤間誠寿郎 令和三年十二月三十日

○宮選管告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

（その他の政治団体）

黒須貫後援会

報告年月日 4. 4. 26 (4. 4. 21解散)

1 収入総額 117,420

前年繰越額 117,420

2 支出総額 0

高橋としのり後援会

報告年月日 4. 4. 22 (3. 12. 30解散)

1 収入総額 34,197

前年繰越額 34,197

2 支出総額 0

○宮選管告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

黒須貫後援会

報告年月日 4. 4. 26 (4. 4. 21解散)

1 収入総額 117,420

前年繰越額 117,420

2 支出総額 0

高橋としのり後援会

報告年月日 4. 4. 22 (3. 12. 30解散)

1 収入総額 34,197

前年繰越額 34,197

2 支出総額 0

○宮選管告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

黒須貫後援会

報告年月日 4. 4. 26 (4. 4. 21解散)

1 収入総額 117,420

前年繰越額 117,420

2 支出総額 0

○宮選管告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和四年六月十七日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 皆 川 章太郎

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名
 公職の種類
 資金管理団体の名称
 主たる事務所の所在地
 指定年月日

黒須 貫 角田市長
 黒須とおる後援会 角田市島田字四拾刈二二
 令和四年 四月二十一日

○宮選管告示第七十五号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
 令和四年六月十七日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 皆 川 章太郎

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の名称
 異動事項
 新 旧
 異動年月日

平井 緑子 平井みどりと歩む会
 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区北根 黒松一―一八 町三―一―五
 令和四年 五月十六日

○宮選管告示第七十六号
 令和四年六月一日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和四年六月十七日
 宮城県選挙管理委員会
 委員長 皆 川 章太郎

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
 三八、四七〇

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数
 三四〇、四三六

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八二、四八六	岩沼選挙区	一一、一八九
宮城野選挙区	五三、三三九	登米選挙区	二一、八〇五
若林選挙区	三八、七二一	栗原選挙区	一八、七五八
太白選挙区	六五、四九二	東松島選挙区	一一、〇九三
泉選挙区	五九、七九四	大崎選挙区	三五、九一八
石巻・牡鹿選挙区	四一、五五一	富谷・黒川選挙区	二五、五二三
塩釜選挙区	一五、二五四	柴田選挙区	二二、七〇七
気仙沼・本吉選挙区	二一、一五四	亘理選挙区	一三、〇四三
白石・刈田選挙区	一三、〇九六	宮城選挙区	一三、八九八
名取選挙区	二一、六五七	加美選挙区	八、二〇六
角田・伊具選挙区	一一、六三四	遠田選挙区	一一、二八七
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、五六五		

○宮選管告示第七十七号
 令和四年六月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年六月十七日
 宮城県選挙管理委員会
 委員長 皆 川 章太郎

三四〇、四三六